

交野市教育大綱

2020～2024 年度

令和 2 年（2020 年）3 月

交野市

【目 次】

1. 大綱の位置づけ	2
2. 大綱の定める期間	3
3. 交野市総合教育会議が担う役割	3
4. 基本理念	4
5. 基本方針	
(1) 誰もが希望と安心をもって学べる教育環境の創出	5
(2) 情（こころ）を育み、確かな学びの実感	5
(3) 質の高い教育環境の整備	6
(4) 地域で子どもの安全・安心を支える教育環境の実現	6
(5) 自然と歴史を通じたまちの発見	7
(6) 生涯を通じたスポーツ・文化の振興	7

改定履歴	
平成 28 年（2016 年）1 月	策定
令和 2 年（2020 年）3 月	改定

1. 大綱の位置づけ



交野市教育大綱（以下、「本大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本理念及び基本方針を定めたものです。

本大綱に基づき、本市のまちづくりの理念を定めた「第4次交野市総合計画 みんなの“かたの”基本構想」を踏まえ、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画に準じる「交野市学校教育ビジョン」及び「交野市生涯学習基本計画」において、具体的な取組みを進めていきます。

なお、本大綱の位置づけは以下のとおりです。

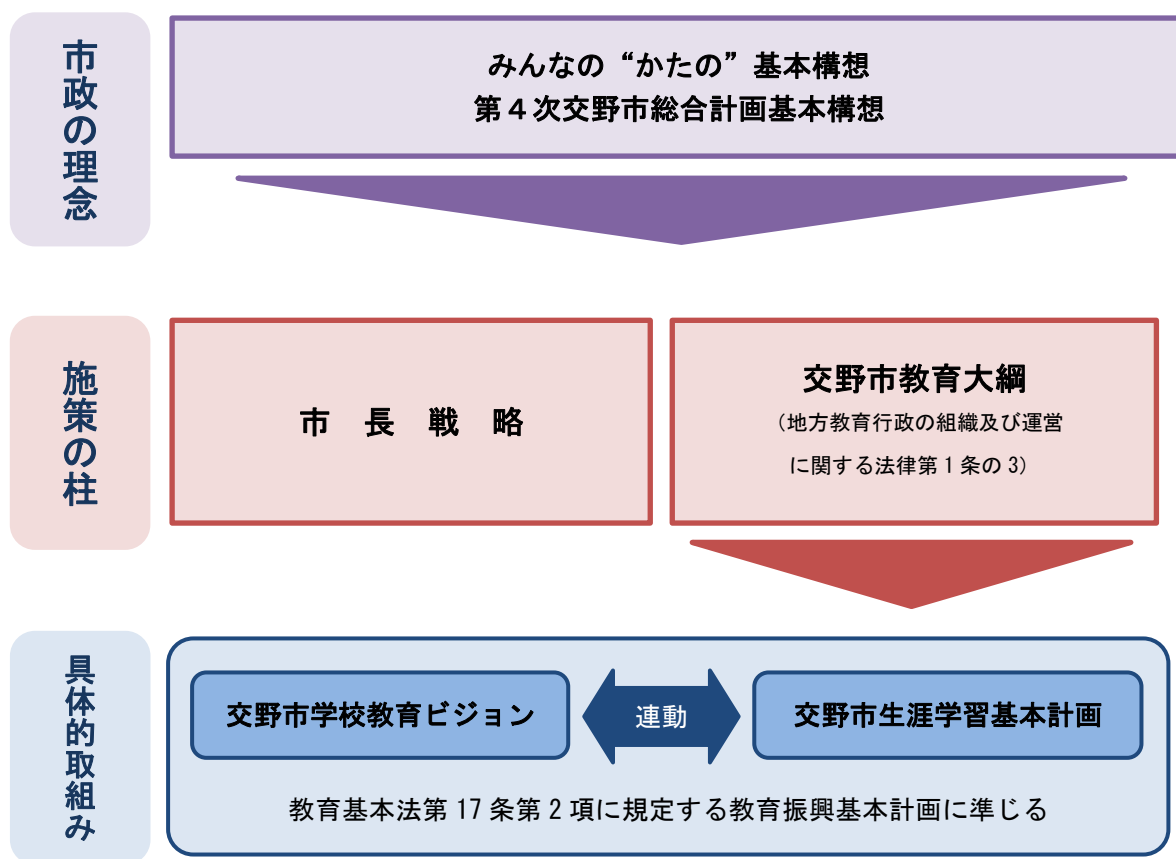


図1 教育大綱の位置づけ

2. 大綱の定める期間



本大綱の定める期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。ただし、国の教育に関する施策や社会状況等に大きな変化が生じた際には、総合教育会議において協議を行い、本大綱を改定します。

年度	平成								令和						
	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	
総合計画基本構想															
教育大綱															
学校教育ビジョン （基本計画）															
生涯学習基本計画															

図2 計画期間

3. 交野市総合教育会議が担う役割



「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3及び4に規定される「交野市総合教育会議」において、本大綱に沿った教育行政を展開していくための協議、調整を行うとともに、その成果についても確認を行います。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。



「教育百年の森」の実現

～ 生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成 ～

交野の豊かな自然にちなみ、交野における教育の取組みを森にみたてる

森には、「誰もが希望と安心をもって学べる教育環境の創出」や、「情（こころ）を育み、確かな学びの実感」といった木（＝基本方針）など様々な木々が立ち並ぶ

それぞれの木には、幹に関連付く「施策」や「事業」と呼ばれる枝・葉が伸びる

森の木々を成育させる土壌となるのは、家族への愛、地域との絆、周囲への感謝、郷土への誇り、未来への夢などである

森には、森自身の力強い生命力が脈打つだけでなく、そうした木々に集まる大小様々な生き物の生命力もあふれている

森に関わる生き物は、木の恵みを受けながら、お互いを尊重し、支え合い、成長をする

生きる喜びに満ちたこは、まさに、生物の多様性に富んだ森である

交野の「教育百年の森」は、本市のこれまでの50年の歩みをもとに、これからの50年を築くための長期的展望をもちながら、「生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成」をめざす森である



5. 基本方針



(1) 誰もが希望と安心をもって学べる教育環境の創出

教育を受ける機会は、誰にも等しく与えられなければなりません。このため、学校教育と福祉との連携を深め、複雑化する家庭環境を踏まえた支援や子どもの心のケア、いじめの根絶に向けた取組みなどの「学びのセーフティネット」を構築することで、誰もが「希望と安心をもって学べる教育環境」を創造します。

生涯学習の分野においても、市民の誰もが生きがいのある充実した生活を営めるよう、多様な「学びの機会」を提供します。

《関連する取組み》

就学援助・特別支援教育就学奨励費の支給、いじめ防止基本方針の改訂、子ども・子育て支援事業計画の推進、児童虐待等に係る相談体制の充実、学校給食におけるアレルギー対応、特別支援教育の充実 など

(2) 情（こころ）を育み、確かな学びの実感

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力といった「知・徳・体」をバランスよく育てること、すなわち、「生きる力」の育成が大切になります。

特に、グローバル社会が進展し、多様な文化と関わる機会が増えている今日においては、語学力だけではなく、異なる価値観を持つ人たちの中で、意見の違いを統合して「みんなの知力の質」を高める能力（グローバル・コミュニケーション能力）が求められます。子どもたちは、そのような力を身に付けることで、自分を大切にするとともに、他者を尊重し、地域を支え、生涯にわたって自ら学び続けようとしています。

また、インターネットやAI技術の普及など高度に情報化が進む社会においては、多くの情報を活用する能力や倫理観（いわゆる情報リテラシー）が求められます。さらに、自分の頭で考え表現する力や、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し答えを生み出す力、ICT等を有効に活用する力が一層求められています。

これらの力を育むために、基礎・基本の確実な定着に加え、従来の6・3制にこだわらず、9年間を通した「小中一貫教育」を進めることで、幅広い年齢の子どもたちが、多様な交流や体験のなかで相互に触発され、新たな発見や考えが生まれる教育をめざします。

《関連する取組み》

小中一貫教育の充実、外国語指導助手（ALT）による授業や英検 IBA を活用した外国語教育の推進、プログラミングや ICT を活用した教育スタイルの一層の推進、キャリア教育の充実、教師の指導力・授業力を高める取組み など

(3) 質の高い教育環境の整備

小学校へ入学した子どもが、認定こども園・幼稚園等での遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を送ることができるよう、こ・幼・小の連携を進めます。

また、小中一貫教育の取組みとして、学園（中学校区）ごとに、「自らの意見を伝える」、「各自が意見を伝え合い話し合う」といった「めざす子ども像」を定め、その実現に向け、共同して9年間を通じた指導の在り方の研究と実践を行います。

これらの取組みにより、幼児教育と小・中学校教育の円滑な接続を進め、義務教育終了までの「学びの連続性」を保障する教育を充実させます。

また、学校は子どもたちが夢を実現するための準備をする大事な場所です。児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化に対応しつつ、子どもたちの人間関係が広がり、学びが深まる「質の高い教育環境」を将来にわたり保障する観点から、新たな時代を見据えた魅力ある学校づくりをめざすとともに、子どもの安全確保のため、計画的な学校施設の維持・更新を進めます。

《関連する取組み》

小学校全学年における35人以下学級、学園（中学校区）プランの活用（共同研究による授業改善等）、認定こども園・幼稚園等と小・中学校の交流の推進、学校規模適正化基本計画・学校施設等管理計画の推進、学校におけるICT環境の整備 など

(4) 地域で子どもの安全・安心を支える教育環境の実現

近年、社会が複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、家庭や地域の教育力の低下が問われています。本来、子どもの成長過程においては、家庭や地域が担う役割は、非常に大切なものです。学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、連携・協力を深め、一体となって、子どもたちを育む仕組みづくりが必要です。

地域には、様々な職業、経験、技能をもつ人材（ヒューマンリソース）があります。こうした一人ひとりの力を、“地域の力”として学校に結集し、学校を核としながら、共に学びあい、地域とともに子どもたちの豊かな成長を支えるコミュニティスクールの実現をめざします。

また、地域との連携により、登下校時における子どもの安全確保や、放課後の居場所づくりを進めるなど、子どもたちが安心して元気に育つ教育環境づくりを進めます。

《関連する取組み》

地域学校協働活動の充実、学校運営への地域の参画、児童虐待等への対応、通学路の安全管理、IoT技術を活用した見守りシステム など

(5) 自然と歴史を通じたまちの発見

交野市は緑豊かな自然環境を有するだけでなく、市内に流れる「天野川」を舞台にした七夕伝説、羽衣伝説等にまつわる伝承が残されるまちです。

また、私部城跡や北田家住宅など貴重な文化財も数多く存在し、歴史ロマンがあふれるまちです。自分の住む地域のことを知り、自然や歴史、文化に親しむことは、心に安らぎや感動を与えるとともに、「ふるさと交野」への誇りと愛着を育みます。先人たちが守ってきた環境や歴史・文化遺産を継承していくことは、現代を生きる私たちの責務です。そのために、これらの地域資源を活用した、魅力ある情報を積極的に発信し、地域文化の活性に努めます。

また、風土が培ってきた文化芸術などの知的資源の活用を図り、生涯にわたる多彩な学習機会や情報の提供を行うとともに、次世代を担う子どもたちの感性や創造性を養い、こころ豊かな人間の育成をめざします。

《関連する取組み》

文化遺産の適切な維持保全、文化財（私部城跡・北田家住宅等）の保存と普及啓発活動 など

(6) 生涯を通じたスポーツ・文化の振興

スポーツ基本法には、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の重要性が掲げられています。まさに、スポーツは心身の健康を維持・向上する働きだけではなく、社会で生きていくための礼儀・礼節といった、人との基本的な関わり方なども習得できます。そうしたことから、年齢や性別に関わらず、また健常者も障がい者もあらゆる市民が、それぞれの技術や興味、関心に応じて、「いつでも、どこでも、いくつになっても」主体的に、スポーツ活動に取り組むことができるよう、生涯スポーツの機会や情報の提供を行います。特に、競技スポーツのみならず、スポーツをはじめるきっかけづくりとして、ニュースポーツ等の気軽なスポーツの推進に努めます。

また、文化の振興に関しても、文化芸術基本法に掲げられる、「文化芸術は人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものである」との理念のもと、誰もが、のびのびと文化芸術活動に取り組むことができるよう、機会の充実や環境の整備を行います。

《関連する取組み》

市民スポーツデーの開催、総合型地域スポーツクラブの育成、生涯学習フェスティバルの開催 など